

26650-1670

平成25年9月26日

児湯郡市家畜改良協会
会長 河野康弘 様

宮崎県農政水産部
畜産新生推進局畜産振興課長



宮崎県凍結精液譲渡・利用取扱要領の適正な運用について（依頼）

本県肉用牛の改良及び増殖につきましては、日ごろから御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、県では、平成24年4月に宮崎県凍結精液譲渡・利用取扱要領（以下、要領）を制定し、県有種雄牛凍結精液の適正な供給体制を構築したところです。

一方、西都・児湯地域におきましては、農家が所有する県外種雄牛凍結精液（以下、県外精液）の貴協会員による代理授精が実施されています。このことに対し、口蹄疫により一部の地域を除いた全頭殺処分、その後の繁殖雌牛導入等の事情から、県としては、代理授精を行う協会員について、要領における人工授精師等の区分の「Aタイプ」として取り扱うとの見解を示していました。

しかしながら、昨年の全国和牛能力共進会での大会連覇により、本県肉用牛の能力が改めて評価されたことに加え、口蹄疫終息後、優先的に取り組んできた新規種雄牛の造成についても一定の成果が見え始めていることから、農家が所有する県外精液の代理授精に対する上記の取扱については、平成25年度末までとし、それ以降は、要領に沿った形で取り扱うこととします。

本県肉用牛の改良及び増殖について、挙県一致の体制により計画的に推進するため、今回の趣旨を御理解いただき、本要領の適正な運用に御協力いただきますようお願い申し上げます。

担当：肉用牛振興担当 片山

TEL：0985-26-7138

FAX：0985-27-3030